

年末調整のしかた

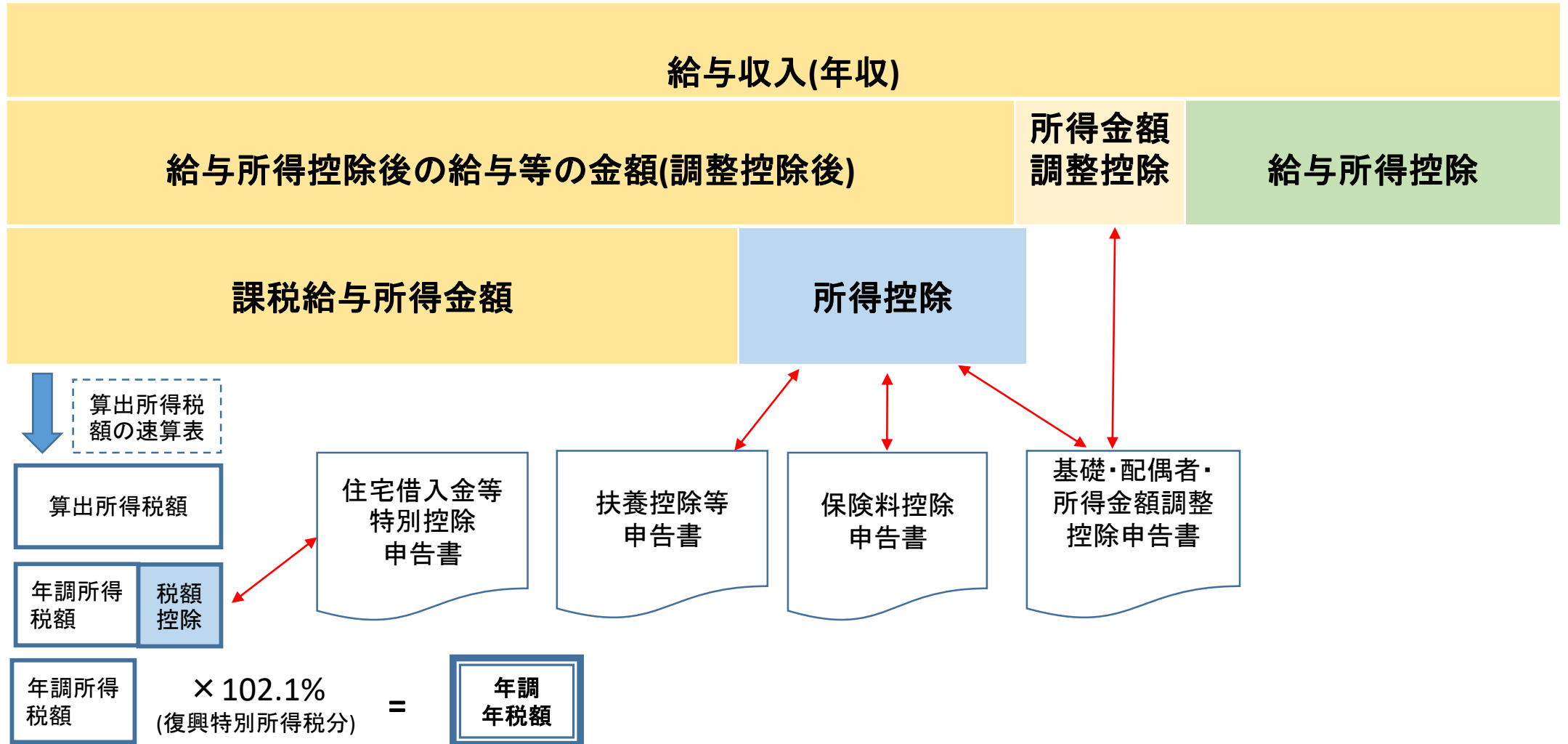
令和3年分

昨年と比べて変わった点

- 1 税務関係書類における押印義務の改正
- 2 源泉徴収関係書類の電磁的提供に係る改正
 - (1) 給与所得者の扶養控除等申告書
 - (2) 従たる給与についての扶養控除等申告書
 - (3) 給与所得者の配偶者控除等申告書
 - (4) 給与所得者の基礎控除申告書
 - (5) 給与所得者の保険料控除申告書
 - (6) 給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書
 - (7) 所得金額調整控除申告書
 - (8) 退職所得の受給に関する申告書
 - (9) 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
- 3 e-Taxによる申請等の拡充

令和3年分 年末調整の注意点

年末調整の各種控除と税額計算の流れ



基礎控除額の計算の順序

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		(裏面「4(1)」を参照) 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		(裏面「4(2)」を参照) 円

あなたの本年中の合計所得金額の見積額
(1)と(2)の合計額

円

1

○ 控除額の計算

判	<input type="checkbox"/> 900万円以下	(A)	48万円	区分 I ↓ (左のA~Cを記載)
	<input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下	(B)		
	<input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下	(C)		
定	<input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,400万円以下		32万円	基礎控除の額 円
	<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下			
	<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下			

基礎控除の額
円

3

2

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

配偶者控除額及び配偶者特別控除額の計算の順序

～記載に当たってのご注意～

- ◎ 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合にに応じて記載してください。
 1. あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の順に記載してください。
 2. 上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください（「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません。）。
- ◎ 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		(算出「41」を参照)
(2) 給与所得以外の所得の合計額		(算出「42」を参照)
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円

○ 控除額の計算

判定	区分Ⅰ		基礎控除の額
	(A)	(B)	
判	900万円以下	950万円以下	48万円
定	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超 2,400万円以下	
	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	32万円
			16万円

※ 左の「控除額の計算」の表を参照に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

- 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
- 基礎控除申告書の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	明・大 昭・平 年 月 日
		配偶者であること 生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		(算出「41」を参照)
(2) 給与所得以外の所得の合計額		(算出「42」を参照)
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円

判定	48万円以下かつ年齢70歳以上 (昭和27.1.1以前生) 《老人控除対象配偶者に該当》	①
	48万円以下かつ年齢70歳未満	②
	48万円超95万円以下	③
	95万円超133万円以下	④

○ 控除額の計算

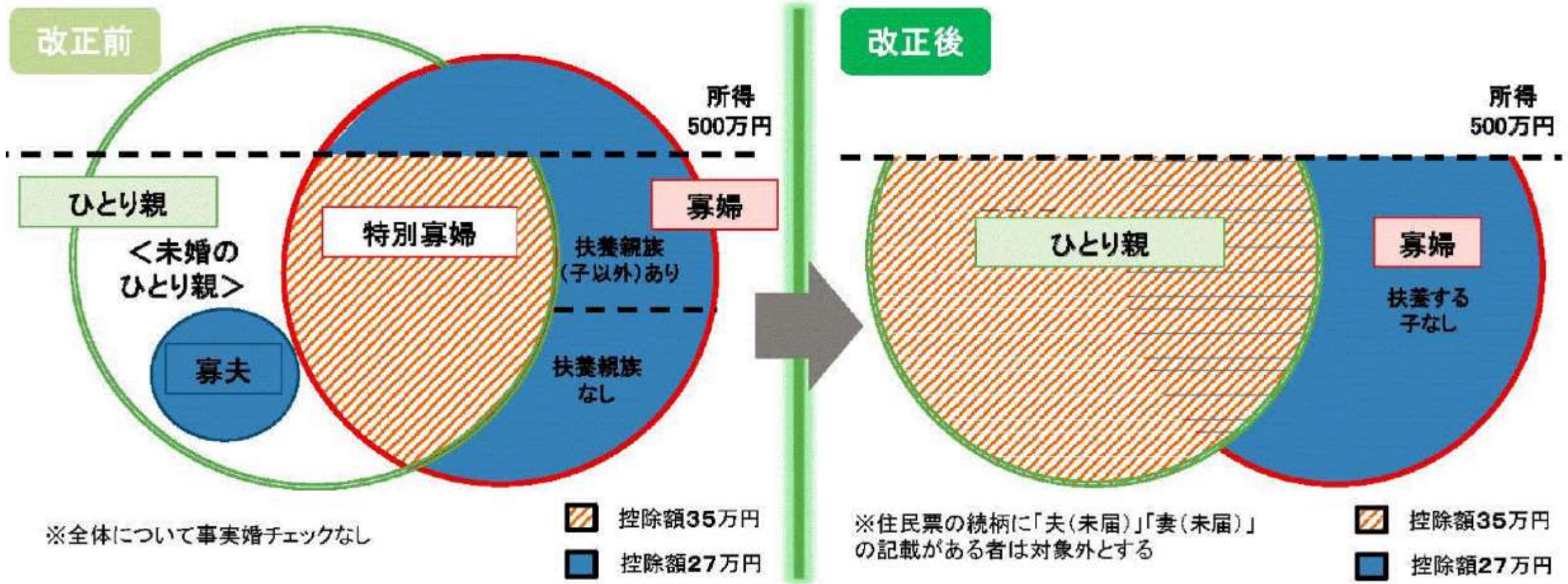
判定	区分Ⅱ											配偶者控除の額	
	①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(※印の金額))									
区分Ⅰ	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	配偶者特別控除の額
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	
摘要	配偶者控除												

※ 左の「控除額の計算」の表を参照に記載してください。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明

3
読み
5
さい。

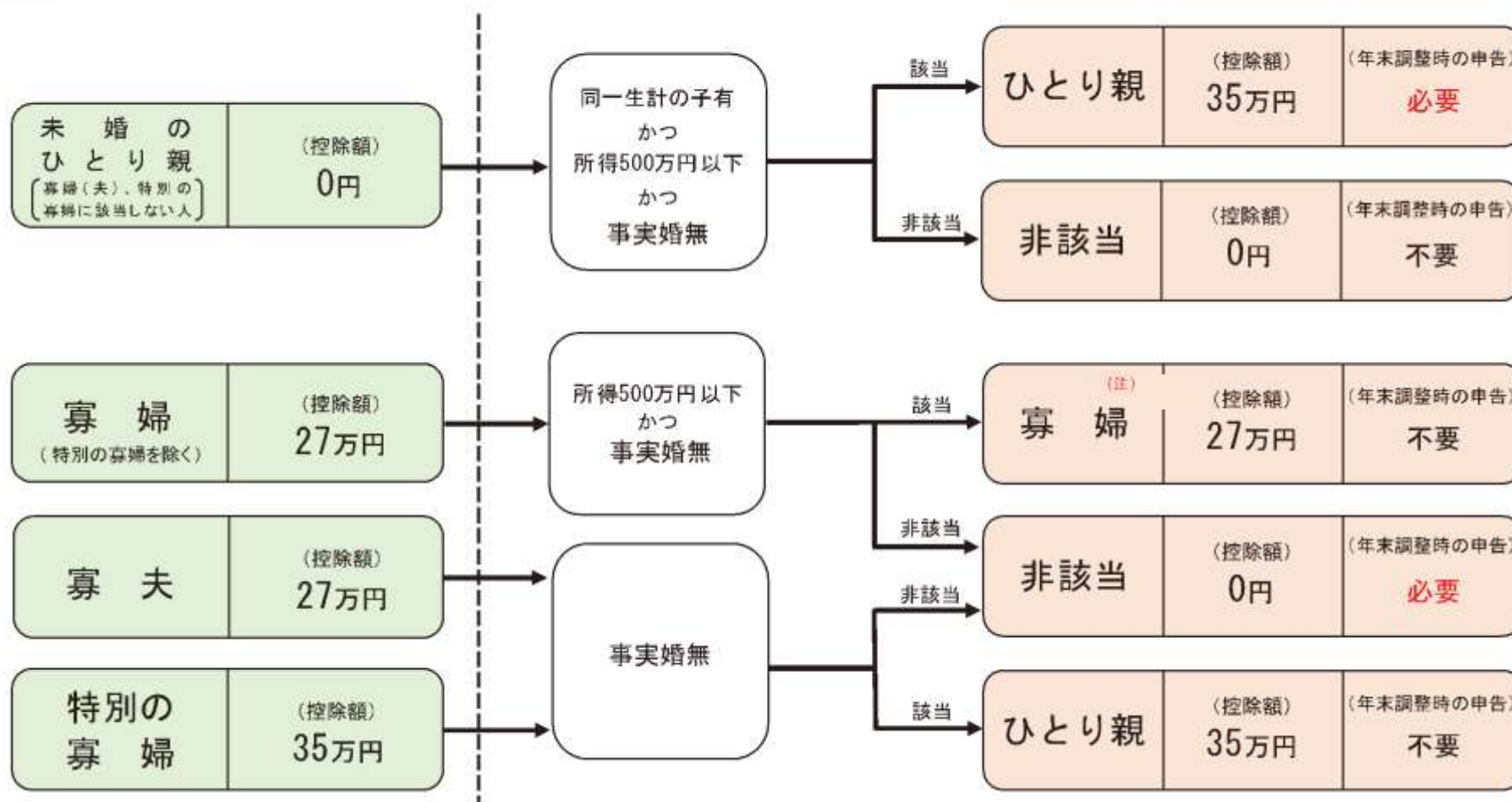
ひとり親控除及び寡婦(寡夫)控除に関する改正



改正前後の控除に係る適用判定のフロー図

〔改正前〕

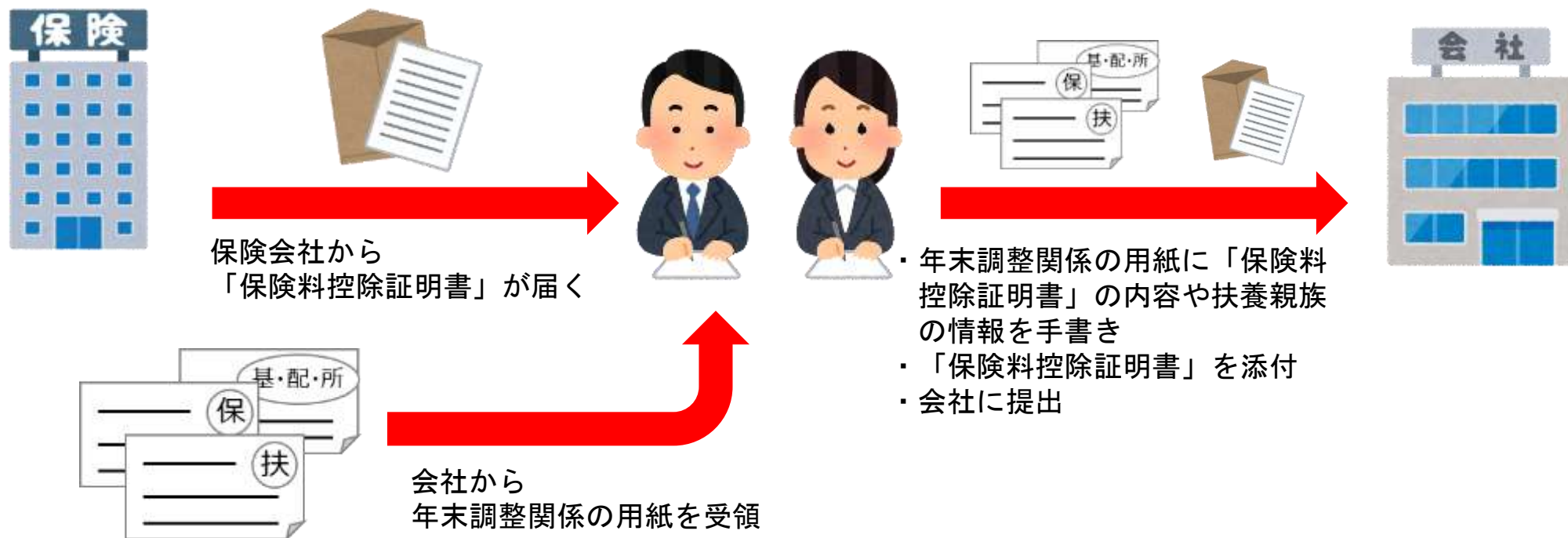
〔改正後〕



年末調整手続の電子化 キャッシュレス納付について

1 これまでの年末調整

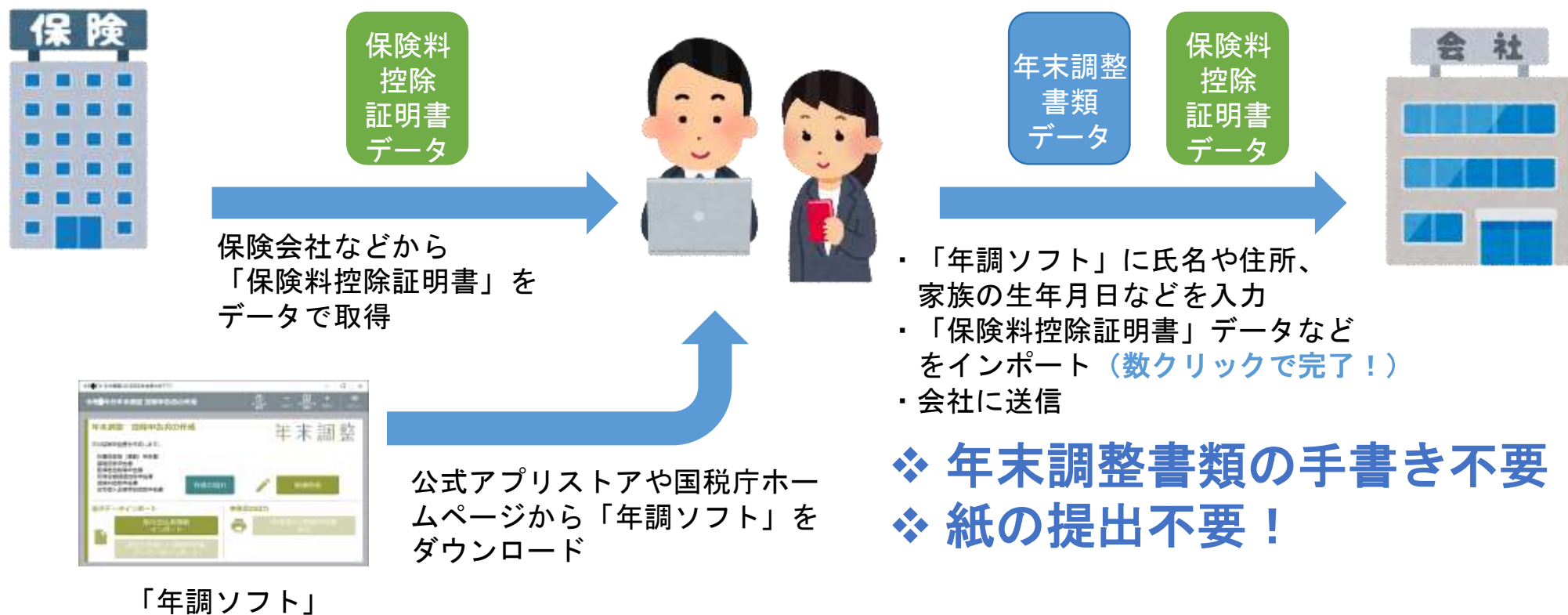
これまで、年末調整は以下のとおり手続きしてきました。



住宅ローン控除についても同様の手続きとなっています。

2 電子化後の年末調整の方法

年末調整を電子化した場合



※「保険料控除証明書」だけでなく、住宅ローン控除の証明書（残高証明書など）もデータで取得できます。

3 電子化によるメリット

電子化することにより、色々なメリットがあります。

これまでは...



- 保険料控除証明書の内容をどこに記載したらいいか分からない
- 控除額の計算が難しい
- 家族の年齢によって書き方が違って分かりにくい
- 氏名や住所など、用紙ごとに記載しないといけない
- 保険料控除証明書がなかなか届かなかったり、なくしてしまったりする・・・など

今年からは！



- 保険料控除証明書をデータで取り込むことにより自動入力！
- 控除額を自動計算！
- 生年月日から家族の年齢を自動計算、適用される控除を自動判定！
- 氏名や住所など共通項目は一度の入力でOK！
- 保険料控除証明書をなくす心配がない（保存場所が分からなくなっても再取得が可能）！

年末調整手続の電子化のメリット(給与支払者)

	書面での年末調整の悩み	電子化した場合
配布紙	従業員に控除申告書の用紙を配付しなければならない。 遠隔地にいる従業員には郵送などが必要。	従業員に年調ソフトを取得し、データで提供するように指示します。
控除申告書の作成・提出	従業員からの記載方法に係る問合せ対応に忙殺される。	年調ソフトの入力支援機能に従い控除申告書を作成することにより、従業員からの問合せ等が減少することが見込まれます。
	保険料控除証明書などの添付書類について、正しく転記されているか確認しなければならない。	控除証明書等データをインポートすることにより自動入力、控除額の自動計算ができます。 なお、マイナポータル連携を利用することにより複数の控除証明書等データの一括取得ができます。
提出	記載された控除額について計算誤りがないか検算しなければならない。	従業員が控除証明書等データをインポートすることにより自動入力されているので、確認が不要です。
検算 チェック	検算を終えた控除額について、一人分ずつ給与システムに入力しなければならない。	従業員に控除申告書をデータで提供させ、給与システム等にインポートします。
保管	提出された控除申告書は7年間保存する必要があり、保管コストが発生する。	データで提供されるため、保管コストが削減できます。

国税の

キャッシュレス納付

簡単! 便利な!

1 ダイレクト納付 こんな方におススメ!

e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続をされている方

さらに詳しい情報は
こちら



ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

- 納付方法** パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。
- 事前手続** e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。



2 インターネットバンキング等 さらに詳しい情報は こちら



- 納付方法** インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。
- 事前手続** インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー(<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。



3 クレジットカード納付 さらに詳しい情報は こちら



- 納付方法** 「国税クレジットカードお支払サイト (<https://kokuzei.noufu.jp/>)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。*納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入になるものではありません)。

納付手続の特徴一覧

納付手段	便利に利用できる方	納付手続に必要なもの	利用可能税目	利用可能金額
ダイレクト納付	<ul style="list-style-type: none"> ・ e-Taxで申告をされている方 ・ 源泉所得税の毎月納付など、頻繁に納付手続きをされる方 ・ 日付を指定して納付されたい方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ e-Tax利用開始届出書の提出 ・ ダイレクト納付利用届出書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての税目 <small>※納付手続方法により利用できない税目あり</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関により異なる
振替納税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告所得税や消費税（個人）の確定申告書を毎年提出する必要のある方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振替依頼書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告所得税 ・ 消費税（個人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制限なし
インターネットバンキング等	<ul style="list-style-type: none"> ・ e-Taxで申告をされている方 ・ インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ e-Tax利用開始届出書の提出 ・ インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての税目 <small>※納付手続方法により利用できない税目あり</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関により異なる
クレジットカード納付	<ul style="list-style-type: none"> ・ クレジットカードを利用されている方 ・ インターネットに接続できるPC・スマホ等をお持ちの方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ クレジットカード <small>※納付税額に応じた決済手数料あり</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての税目 <small>※印紙を貼りつけて納付する場合等、利用できない税目あり</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000万円未満かつカード利用可能範囲内

国税庁ホームページの年末調整特集ページ



[ホーム](#) / [利用者別に調べる](#) / [源泉徴収義務者の方](#) / 年末調整がよくわかるページ（令和3年分）

年末調整がよくわかるページ（令和3年分）

年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種申告書など、国税庁が提供している年末調整に関する情報はこのページから入手・閲覧できます。

【お知らせ】

- 令和3年分の年末調整は昨年（令和2年分）と同じ手順となります。
- 基礎控除の適用を受ける方は基礎控除申告書の提出が必要となりますので、提出漏れがないようご注意ください。
- 税務署主催で実施していた年末調整説明会について、令和3年以降は実施しないこととしています。

[源泉徴収義務者
（給与の支払者）の方へ](#)

[給与所得者
（従業員）の方へ](#)

[年末調整手続の電子化](#)

[税務相談チャットボット](#)

[各種申告書・記載例
（扶養控除等申告書など）](#)

利用者別に調べる

- ▶ [個人の方](#)
- ▶ [法人の方](#)
- ▶ [源泉徴収義務者の方](#)
 - [新着情報](#)
 - [税制改正等の情報](#)
 - [年末調整に関する情報](#)
 - [一般的な情報](#)
 - [専門的な情報](#)

その質問、チャットボットに相談してみませんか？



税務職員ふたば

年末調整は
令和3年10月7日から

所得税の確定申告は
令和4年1月中旬から
※具体的な日程は、国税庁ホームページで
お知らせします。

24時間利用可能
※メンテナンス期間を除きます。



質問のしかたは2通り

1 メニューから選択する

2 文字で入力する

質問をすると…
答えがすぐに表示されます。

詳しい情報は、
参考情報のリンクをクリック



年末調整において誤りやすい点、よくある質問

国外居住親族に係る扶養控除等の適用について

親族関係書類

給与等又は公的年金等の源泉徴収及び給与等の年末調整において、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける居住者は、その国外居住親族に係る「親族関係書類」や「送金関係書類」を源泉徴収義務者に提出し、又は提示する必要があります。

◎「親族関係書類」とは

- ①戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券(パスポート)の写し
- ②外国政府又は外国の地方公共団体(以下「外国政府等」といいます。)が発行した書類(国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるもの)

国外居住親族に係る扶養控除等の適用について

送金関係書類

◎「送金関係書類」とは

- ①金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により居住者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類
- ②いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその居住者から受領した、又は受領することとなることを明らかにする書類

Q 当社は本年4月の新規採用者に対して転居に伴う旅費に充てるものとして50万円の支度金を支給しています。この支度金は、本年の年末調整の対象に含めなければならないのでしょうか。

A その旅行に通常必要であると認められるものは非課税

それを超える部分の金額は雑所得

この支度金については、年末調整非対象

その支度金が雇用契約の締結に際して支払われるものである場合
⇒非課税の赴任旅費となる部分を除き、契約金として10.21%(100万円を越える部分の金額については20.42%)の税率で源泉徴収

Q: 同居特別障害者及び同居老親等における「同居」とはどのような状態を指すのですか？

A: 原則として「同居」とは同一の家屋において日常の起居を共にしている状態

①同一敷地内の別棟で居住する場合や同一マンションの別号室に居住する場合でも、日々の食事を一緒にするなど日常生活を共にしている場合

②病気などの治療のため入院していることにより一時的に別居している場合

Q 中国人女性と結婚し、中国では婚姻の届出を行ったものの日本ではまだ婚姻の届出を行っていない場合、その女性は控除対象配偶者又は特別控除対象配偶者に該当しますか。

A 日本における戸籍の届出が未了である場合には、控除対象配偶者又は特別控除対象配偶者とすることはできない。

Q 青色事業専従者が結婚後、事業主と別生計となったため青色事業専従者でなくなった場合、当該青色事業専従者でなくなった者について、控除対象配偶者又は特別控除対象配偶者とすることができますか。

A その年の12月31日において事業主と生計を一にしていない場合・・・合計所得金額が48万円以下であれば、控除対象配偶者となることができる。

Q 所得者が70歳以上の母親と同居していましたが、所得者本人が長期入院をすることになりました。この場合、母親については同居老親等に該当しますか。

A 扶養親族との同居を常況としている所得者が、病気等の加療のために入院している場合⇒同居に該当

所得者が治療を伴わない老人ホーム等に入所した場合⇒同居とならない。

Q 母親を老人ホーム（医療行為等を行わない。）に入所させている場合、同居老親等に該当しますか。

A 同居老親等とは、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている老親

母親は老人ホームへは、病気、療養のために入所しているのではない⇒同居老親等に該当しない。

Q 私の母（70歳）は、脳梗塞を発症して2年前から介護老人保健施設に入所し、正月及びお盆の一時外泊のときを除いて、この施設において医療サービスやリハビリテーションを受けています。入所の継続は3ヶ月ごとに更新することになっており、一定の回復がみられれば在宅復帰して私と同居する予定ですが、今のところ在宅復帰のめどはたっていない。私の母は、同居老親等に該当しますか。

A 介護老人保健施設入所者については、その入所が短期間であり一時的なものと思込まれる客観的な事情がある場合を除き、所得者と「同居を常況としている」とは認められず、同居老親等には該当しない。

Q:私(男性)は婚姻したことはありませんが、認知した子と同居している場合、私はひとり親となることができますか？

A:認知した子が生計を一にする子に該当し、事実婚の状況にある者がおらず、合計所得金額が500万円以下である場合
⇒ひとり親に該当

Q:私(女性)は夫と死別後再婚しておらず、事実婚の状況にある者はおらず、本年中の合計所得金額は500万円です。私には同居する16歳未満の子がいますが、私はひとり親に該当しますか？

A:ひとり親の要件・・・生計を一にする子を有する
その子が16歳以上の控除対象扶養親族である必要はなし
⇒ひとり親に該当

Q: いわゆる共働きの世帯で、扶養親族に該当する20歳の子がいる場合、扶養控除の適用については夫婦のいずれかで受けることとなりますが、所得金額調整控除(子ども等)の適用についても夫婦のいずれかで受けることとなるのでしょうか。

A: いわゆる共働きの世帯の場合、一の扶養親族に係る扶養控除の適用については、夫婦のいずれかで受けることとなる。

扶養親族に該当する年齢23歳未満の子がいる場合、夫婦の双方で所得金額調整控除(子ども等)の適用を受けることができる。

Q:居住年が平成30年以前の場合には、年末調整の際に提出する住宅ローン控除証明書及び年末残高等証明書は勤務先に電子データで提供することはできないのですか。

A:居住年が平成30年以前の場合には、住宅ローン控除証明書及び年末残高等証明書を電子データにより提供することはできず、従来通り書面で勤務先に提出する必要がある。

Q:年末調整申告書をデータで提供を受けるための「一定の要件」として、「電磁的方法による提供を受けるために必要な措置」及び「電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするために必要な措置」が必要だとのことですが、具体的にはどのようなものですか。

① 電磁的方法による提供を受けるために必要な措置

イ 勤務先にインターネット経由のメール等で送信

ロ USBメモリ等に保存して勤務先に提供

ハ 勤務先と作成者である従業員のみアクセスが可能な領域に年末調整申告書データを保存

ニ 社内LANにログインし、メール等で送信

② 電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするために必要な措置

イ 従業員が申告書情報に電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書を申告書情報と併せて勤務先に送信する措置

ロ 従業員が、勤務先から通知を受けた識別符号(ID)及び暗証符号(パスワード)を用いて、勤務先に申告書情報を送信する措置

Q:海外支店へ転勤することにより非居住者となる従業員の給与等の年末調整をしますが、年末調整の対象となる給与等及び所得控除等の留意事項について教えてください。

A:・ 年末調整の対象となる給与等

居住者期間中(出国日を含みます。)に支給期の到来した給与等が年末調整の対象になります。居住者期間中に支給期の到来した未払給与につき非居住者となった後に支払ったものも年末調整の対象になります。

・ **社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料**

居住者期間中に給与等から控除され又は支払った保険料等が年末調整における所得控除の対象となります。

・ **配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除等**

扶養親族等であるか否かの判定及び扶養親族等の年齢は、年の途中で出国した場合には、出国の時の現況において判断します(所法85①)。

・ **住宅借入金等特別控除**

平成28年3月31日以前に取得した住宅等に係る住宅借入金等特別控除は、年末において非居住者である年分には適用がありません。

Q:本年7月にA国の現地法人に出向しA国に2年間の予定で勤務することとなった従業員に対し、その出国時に年末調整を行いました。その後突発事由が発生したことによりA国での工事ができなくなったため出向を取りやめ、10月に帰国(出向元に復帰)した従業員がいます。この者に支払う給与の年末調整はどの方法によって行うことになりますか。

A:居住者であった期間(1～7月、10～12月)に支払う給与を合計して年末調整を行います。